

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									支障事例	
											団体名	
13	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法に規定する救助の種類への「福祉(介護を含む。)」の追加	【課題】 ・災害時においては、被災者に対し、医療のほか福祉的支援が行われているが、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む。)」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いなどが課題。  【現状】 ・東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期的に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害においても同様の状況。 ・熊本地震及び台風第10号災害、7月豪雨災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設置に係る経費として未だに後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ(熊本地震については旅費のみが対象)。	被災者に対する福祉・介護サービスの円滑な実施	・災害救助法第4条、第7条  ・平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」  ・平成28年4月28日付事務連絡「平成28年熊本地震」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」	内閣府、厚生労働省	岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県	宮城県、栃木県、群馬県、埼玉県、石川県、豊橋市、半田市、大飯町、奈良県、高松市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市、宮崎市	○当該では、災害派遣福祉チームの派遣体制を構築済みであるが、その経費負担等について、災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」を追加する必要性が生じている。 ○大規模災害時において人手不足となった福祉・介護施設(緊急入所や福祉避難所を受け入れた施設)等への災害派遣福祉チームの派遣について、経費負担等の具体的な取扱いについて、災害救助法による救助の種類に規定無く、発災後の通知により対応することとなっている。そのため、災害派遣福祉チームの派遣制、受入側共に迅速な受援、派遣に支障が出ている。 ○医療チームにおいては、派遣費用が災害救助法の対象になっており、福祉チームについても、求償対象になることを要する。 ○経費負担率等の取扱い及び派遣調整システム及び派遣する福祉・介護専門職の取扱い等については、各自自治体にとって被災自治体からの要請への迅速な対応に資するものと認められるため、共同提案を行うもの。 ○災害発生時は、被災者の健康管理及びごころのケア等を行う保健師などの役割が重要であるが、その業務については現在の救助項目の対象とならないものも多い。被災地のニーズ及び保健師等の業務の重要性を踏まえ、救助項目に「福祉」の項目を追加することで、保健師等の業務を災害救助法の対象とすべきである。 ○平成28年熊本地震では、福祉避難所の支援として他県から介護職員等の派遣を受けたが、費用負担等については法上の明確な規定がないことから、厚生労働省の平成28年4月28日付事務連絡の発出を待つこととなった。 ○南海トラフ巨大地震発生時には、避難生活の中長期化が予想されることから、要配慮者の二次的避難所となる福祉避難所の確保が急務となっている。 ○熊本地震においては、被災1週間後に予想される要配慮者避難者数20,000人に対して、確保している福祉避難所の最大収容可能人数は3,097人であり、引き続き福祉避難所の確保に努めるもの、今後は一次避難所である指定避難所における要配慮者スペースの拡充に取り組む必要があると認識している。今回の制度改正の提案内容は、指定避難所において要配慮者が中長期的な避難生活を送る上で必要となる支援であることから、本市としても提案すべき内容であると考えられる。 ○県内において、あるいは県境を越えて高齢者施設の入居者等の避難や介護職員等の派遣等を行う支援体制の早急な確立が求められているが、県境を越えた支援体制を速やかに構築するためには、その根拠法令や制度の整備のほか、厚生局など間による一定の関与が必要である。 ○当該においても災害派遣福祉チームによる一定の関与が必要である。 ○県内においても災害派遣福祉チームを確保し、派遣に際しては、派遣費用が災害救助費の支弁対象となるかどうか等、同様の問題が生じる可能性がある。 ○現状では、災害が起きることに被災者と協定を締結し、派遣に係る経費負担などについて協議した後に介護人材を派遣することになっている。災害救助法に規定する救助の種類へ「福祉(介護を含む。)」が追加されることにより、協定を締結しなくても迅速に被災地に福祉人材を派遣することが可能になる。 ○熊本地震の際には、地震により機能停止に陥った市立病院の看護師(市職員)を避難所の巡回や仮設住宅等への訪問・見守りといった福祉的支援に投入できたため、大きな支障とはならなかったが、今後同様の災害が生じた場合に向け、整理しておく必要があると考えられる。	
45	B	地方に対する規制緩和	その他	地域再生計画に係る申請受付時期(期限)の見直し	地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の作成に当たっては、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時であり、交付金実施計画作成後、短期間で地域再生計画の作成となるため、集中的な事務作業となり負担が大きい。(参考:交付金の実施計画は1月24日までメール提出、地域再生計画認定申請書は1月25日までメール提出(縦は知事印を押印の上、郵送提出が必要)) また、地域再生計画は地方創生推進交付金申請時点での作成のため、同交付金の採択状況(内示後)により修正や取り下げ処理が発生している。取り下げとなると、地域再生計画の作成・提出、また提出後に指摘を受けて行った修正に係る作業について、不要な作業を行ったことになる。	地方創生推進交付金(本決定前)後の地域再生計画認定申請受付とすることにより、地域再生計画を作成する期間が確保され、また修正や取り下げ事務が不要となるため、申請業務が簡素化される。	・2018年12月21日付事務連絡「第51回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について」(内閣府地方創生推進事務局) ・平成30年12月21日付事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(先駆タイプ、構築型タイプ)に係る実施計画等の作成及び提出について」(内閣府地方創生推進事務局) ・地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第1章1-2	内閣府	秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、滝沢市、西和賀町、軽米町、一戸町、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、小坂町、羽後町	福島県、群馬県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、横濱市、多治見市、浜松市、豊橋市、津島市、京都府、京都市、大府市、堺市、神戸市、奈良県、高松市、愛媛県、松山市、熊本市	○実施計画の事業が不採択となった結果、地域再生計画の申請取り下げとなり、地域再生計画の作成・提出など不要な作業となった事例がある。 ○地方創生推進交付金の変更申請を行ったが不採択となり、変更踏まえて提出していた地域再生計画の取り下げ事業が発生し、結果的に不要な事務作業を行ったことがある。 ○複数の自治体が申請主体となる地域再生計画では、申請の代表自治体が他自治体の龍文(押印の上、原本の提出が必要)を代表自治体で取りまとめる必要があるため、交付金とほぼ同期限であることは時間的余裕がなく、事務負担が大きい。また、交付金の実施計画で連携している自治体は、実施計画上のKPI等、地域再生計画に記載のある内容を変更するたびに進捗自治体全てが地域再生計画の変更申請を提出する必要があり、事務を一層煩雑化している。 ○当該においても、経費負担等について、実施計画側で修正内容が認められなかったため、それぞれ交付決定・計画認定された際に、両計画の内容に齟齬が生じてしまい、地域再生計画を次の認定回に元の状態に修正し、実施計画との整合をとったという事例があった。 ○地域再生計画は、大部分が地方創生推進交付金に係る実施計画からの転記で作成することとなっているが、両計画の申請期限がほぼ同時期であることから、県でも大きな負担となっている。実施計画申請後、地域再生計画の作成確認(10日程度)について考慮いただきたい。 ○地域再生計画の作成に当たっては、地方創生交付金実施計画作成とほぼ同時進行での短期間での作業となるため、事務の負担が非常に大きい。加えて、地方創生交付金が不採択となった場合は地域再生計画取り下げ処理が、縦横採択となった場合は地域再生計画修正処理が発生するため、非効率かつ煩雑な事務処理状況となっている。地方創生推進交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請の時期については、同交付金の内示後とするよう見直しをいただきたい。	
73	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルの作成及び一元管理	通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。  ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えられるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一した事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしたい。	・事務処理内容の改正について、市区町村で蓄積確認している状況から、統一した事務処理マニュアルの作成により、個別確認が必要となる負担が軽減され、また、各市区町村の確認負担りなどによる、事務の遅滞等が発生する可能性をなくすることができる。	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	内閣府、総務省	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、中四国中央市、高山市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	大船渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、新潟市、福川市、柏市、荒川市、川崎市、福井市、高山市、浜松市、豊橋市、静岡市、豊明市、山崎小野田市、徳島市、高松市、糸島市、大村市、宮崎市	○通知等が多岐に渡るため、職員の異動による事務の引き継ぎが困難である。 ○制度導入後、総務省、J-16など、それぞれの見直しや対応の変更点があったが、見落としと重大な事故に繋がりがわかない。初任者でもわかりやすい一元的な事務処理マニュアルの作成を望む。 ○事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、それぞれ随時専用サイトを更新すること等示す現状において、必要な情報をどのサイトから取り出せばいいのか非常に分かりにくく、時間がかかる。統一した事務処理マニュアルを作成することにより、各自自治体の負担軽減となり、また各自自治体の対応の相違から起こるトラブルを防ぐことになると考える。 ○当該でも独自のマニュアルを作成しているが、事務処理要領の内容が改正されるたびに多々労力を割いている。新旧対照表が提示されるとはいえ、煩雑なマイナンバー関連事務の確認作業は膨大であり、全国で同じ事務を行うのであれば、国がマニュアルを作成するのは当然のことと思われる。 ○本市においても確認事項がある場合には様々な資料等を検索している状況であり、対応に苦慮している。 ○統一したマニュアルが存在しないことから、当都道府県内市町村及び市町村からの問い合わせに対応する当都道府県においても同様の支障が生じている。 ○通知カード及びマイナンバーカード交付事務に関する事務処理要領が都度更新されているものの、事務処理要領に係る質疑応答集や、デジタルPMOに掲載されるQ&Aなど、事務処理に関する情報がまとめられておらず、索引がづらい状況となっている。これにより、個別事例に対する迅速な判断が難しい場合がある。	
74	B	地方に対する規制緩和	その他	番号法での情報連携対象に外国人生活保護情報を追加	・国の通知により生活保護事務での外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修でアクセス制御するか、独自利用条例で外国人のマイナンバー利用を規定する必要がある。独自利用条例を規定した場合は、生活保護法又は番号法が改正される旨に、当該条例を改正する必要がある。 ・外国人と日本人が婚姻している世帯の場合は、生活保護では世帯単位で保護を行うため、世帯単位で支給する生活保護費の情報や、世帯の保護決定の措置について(昭和29年5月8日発第382号厚生省社会局長通知))を含めることを求める。 ・日本人と日本人が混在する世帯のみ法定化した場合は、日本人が死亡すると外国人のみが世帯となり、日本人が死亡してから情報連携の制御を行うまでの間は、違法に情報連携した状態が発生する。 ・日本人と外国人が混在する世帯の場合、日本人の生活保護関係情報は情報連携の対象となるが、外国人の生活保護関係情報は情報連携の対象外であるため、実務に支障が生じる。	・国が生活保護法及び番号法を改正した場合、施行後直ちに外国人のマイナンバー利用が可能となる。 ・外国人と日本人が混在する世帯の場合も、日本人のみの世帯と同様の対応が可能になる。	生活保護法、「生活に困難する外国人に対する生活保護の措置について」(厚生労働省社会・福祉局保護課長通知 平成27年9月16日社保保発0916第1号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二	内閣府、厚生労働省	松山市、八幡浜市、西条市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町	熊谷市、千葉市、長野県、美濃加茂市、京都府、高松市、久留米市、熊本市	○独自利用条例の制定・改正は自治体の負担が大きい。全国の自治体が同様に実施している事務は、法改正を行い対応すべきである。その最たるものが、外国人生活保護事務である。本主に各自自治体独自で実施している事業だけを条例規定すればよいように改善すべきである。 ○国の通知により外国人のマイナンバーの取扱いは、マイナンバーの利用範囲の対象外とされ、マイナンバーが紐付かないようにシステム改修をおこなっているが、本市システムでは担当職員がシステムに保護申請者(受給者)が外国人である旨の入力をおこなうことが必要であり、人為的なミスによるマイナンバーの情報連携がおこなわれないう留意する必要がある。事務上で負担となっている。世帯類型も多様化しており、日本と外国人が混在する世帯も増加していることから、同一世帯別情報連携対象者と対象外者が混在し、実務に支障が生じている。 ○当該では独自利用条例を制定し、外国人マイナンバーの情報連携を行っているが、制度改正毎に条例改正が必要であり、番号法での情報連携対象に外国人生活保護を追加することで業務負担軽減が図れると考えられる。 ○国に対する申請事務が煩雑であること、また日本人と比べて照会に関するタイムロスが生じることから、同様の制度改正の必要性を感じている。	

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
136	B	地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金申請時の事務処理期間の確保	地方創生推進交付金申請には、実施計画及び地域再生計画を作成し提出する必要がある。補助認定要件は毎年変更されるため、その内容がわからないと調整に入ることができないが、国からの事務連絡は12月後半に発出され、県を経由して市に届くのは、年末ギリギリになる。申請期間が年末年始を挟むうえ、その間に事前相談を行うなど、非常にタイトなスケジュールになっているため、十分な検討期間が確保できず、また書類作成事務が負担となっている。また申請にあたっては、実施計画と地域再生計画の両方を作成する必要があり、地域再生計画は実施計画と同様の記載する項目が多く、実施計画が固まらなると地域再生計画も完成しないが、内閣府からの依頼や提出先も別になっており、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。	早期の情報提供や事務連絡の発出により、検討期間や事務処理期間を確保することで、地方創生の推進、事務の円滑な執行による行政運営の効率化、働き方改革の推進に資する。	地域再生法	内閣府	川崎市		盛岡市、福島県、新座市、千葉市、横浜市、平塚市、十日町市、長野県、大連市、多治見市、浜松市、名古屋市長、豊橋市、京都市、大阪府、堺市、神戸市、高松市、愛媛県、松山市、高知県、朝倉市、熊本市	○内部調整等で時間や手間がかかる事務であるため、十分な処理期間を設けるために、早めの周知に努めていただきたいと考える。また、地域再生計画と実施計画の担当部署が異なることで、手続きの方法やスケジュールなどが複雑になり、地方自治体にとっては分かりづらくともに事務が煩雑になっている。 ○令和元年度から事業が始まった推進交付金の移住・起業・就業支援タイプについては、全国の自治体で事業構築・予算化が必要な事業であるにも関わらず国からの情報提供が遅く、自治体の予算編成スケジュールを考慮していないものであった。自治体の自由な発想の下で事業を進めるという観点から、今後は秋頃までに国における検討を終えて自治体へ通知するなど、制度の適切な運用が必要である。 ○今年度の交付申請書の提出においては、3/29(金)に都道府県に対して提出に係る事務連絡があり、提出期限は土日を含んで4月1日(月)の18時であった。処理時間が市町村への照会・取りまとめを含めて1日しかなく、適切な期限設定ではない。同じ内閣府の地域少子化対策重点推進交付金では、予算成立、予算執行が可能となることを条件として(準備行為として)、3月中旬の内示日以降で交付申請を受け付けていることから、同様の対応を取っていただきたい。 ○複数の自治体申請主体となる地域再生計画では、申請の代表自治体が他自治体の鑑文(押印の上、原本の提出が必要)を代表自治体で取りまとめめる必要があるため、交付金とほぼ同じ期限であることは時間的余裕がなく、事務負担が大きい。また、交付金の実施計画で連携している自治体は、実施計画上のKPI等、地域再生計画に記載のある内容を変更するたびに連携自治体全てが地域再生計画の変更申請を提出する必要があり、事務を一層煩雑化させている。 ○地方創生推進交付金を4月交付決定(早期の事業着手を可能)とするために、国から諸所の配慮があることは承知しているが、それでもなお、支障事例にあるとおり、十分な検討期間が確保されていない。交付金申請事業の熟度を一層高めるためには、補助認定要件等を確認した後の事前相談において、ある程度の検討時間を要する。地方創生の実現に向けた事業の効果を高めるためにも、早期の情報提供や事務連絡の発出をお願いしたい。 ○事前相談のコメントを受けてから本申請までの期間が短いほか、実施計画と同様の記載をする項目が多い地域再生計画においても、内閣府からの依頼や提出先も別になっていることから、それぞれ決裁を取り、市長名の鑑文をつけて送付するなど負担となっている。 ○地方創生推進交付金の申請は、事務連絡の発出から期限まで非常にタイトなスケジュールとなっている。 検討期間・事務処理期間を確保することができれば、地方創生の推進、事務の円滑な執行による行政運営の効率化、働き方改革の推進に資する。 更に、補助の認定要件が変更となる場合は、事前に提示があれば、事務より円滑な執行が図られる。 ○地方創生推進交付金の実施計画書は、事前相談を経た上で、実施計画を提出することになっていることから、実質、公募開始から実施計画書を作成するまで、営業日ベースでは、9日間しかなく、非常にタイトなスケジュールとなっており、十分な検討期間が確保できず、職員の負担も大きくになっている等の支障が生じている。 また、実施計画書と地域再生計画について、同じ内閣府地方創生推進事務局であるにも関わらず、依頼や提出先、提出日が別々になっており、事務が煩雑になっている。
232	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」による「同一住所検索」における「同一住所検索」による世帯番号の情報のみ取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第19条第7号に基づく情報照会の際に行う取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみ取得されるよう改善すること。 【具体的な支障事例】 ・情報提供NWSによる一括での情報照会には、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住基NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を越えた場合は、表示すらされない。	情報提供NWSでの住民情報照会が不要となり、事務処理の効率化が図られる。 ・住基NWSで不必要な情報(世帯番号が異なる者の情報)を取得することがなくなり、個人情報の保護が図られる。	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	内閣府、総務省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石岡市、ひたちなか市、熊谷市、八王子市、川崎市、高山市、京都市、大阪府、兵庫県、神戸市	○同一住所検索については、多数入居可能な施設等の居住者に居住している場合等、表示可能件数(50件)を超えた場合にエラーとなり表示されないため、本市においても対応に苦慮している。
266	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。 また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。 したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に行うことを求める。 なお、これまでの事例などから範囲を限定して内閣総理大臣の協議、同意を廃止することで、法律の趣旨を逸脱しない範囲で迅速かつ的確な被災者支援が可能と考える。	被災地のニーズが迅速に救助内容に反映され、的確で十分な被災者支援が実現する。	災害救助法施行令第3条	内閣府	関西広域連合	高山市	○災害時には被災者ニーズに可及的速やかな対応が必須となり、過去の災害で認められた事例を参考に被災地の実情に応じた迅速な対応ができるよう協議同意の廃止を求める。	

警察庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
297	地方に対する規制緩和	運輸・交通	<p>自家用有償運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停車共用における規制緩和</p>	<p>道路交通法44条で禁止されている乗合自動車のバス停留所の10m以内部分への停車について、交通需要が少なく一般乗合旅客自動車運送事業者(緑ナンバー)が撤退し、自家用有償運送バス(白ナンバー)により代替交通を行っている地方においては、道路交通法46条の特例※によらずとも自家用有償運送バスの停車を可能とすること。</p> <p>※道路交通法46条の特例による停車許可を行う際に必要な道路標識(自家用有償運送車両がバス停留所の10m以内に停車可能である旨を表示する)の設置が支障となっているため、特例扱いをやめるべき。</p>	<p>鳥取県米子市定江地区では一般乗合旅客自動車運送事業者が撤退し、米子市が自家用有償運送で代替交通を行うこととなったが、一部のバス停留所(14か所)において、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停留所と共用するものがあるため、道路交通法46条の特例で規定する公安委員会が行う道路標識の設置によって一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停止と停車としようとした。</p> <p>鳥取県警察本部はバス停留所に自家用有償運送のバスを駐車可能とするための道路標識の設置箇所を現地を確認したが、路肩が狭く道路標識を設置することが物理的に難しいことやそもそも設置本数が多いことにより現地確認に時間がかかること等の問題により、道路標識設置手続きが進んでいない。これにより平成31年4月1日の運行開始に間に合わないため、止む無くバス停から10m以上離れた場所に停車しようとしているが、道幅が狭いことやカーブで見通しが悪い等により適当なバス停位置がないこともあり、現場は困惑している状況。</p> <p>なお、鳥取市南部地域でも同様の事例(バス停留所共有数は110か所)が生じている。</p>	<p>道路交通法第44条、第45条の2、第46条</p>	警察庁	鳥取県、鳥取市、米子市		<p>川崎市、上越市、庄原市</p>	<p>○当市で実施している自家用有償運送では、他の一般乗合旅客自動車運送事業者のバス停と共用するところについては、道路標識の設置が困難なため、やむなく10メートル離れた場所に停車しているが、利用者の利便性が悪い。</p> <p>○当市においては、路線バスの利用者の減少やバスの運行に対する市の補助金の増加を背景に、主に支線区間の路線バスを廃止し、自家用有償旅客運送による輸送へ転換することを検討している。自家用有償旅客運送の運行に当たっては、幹線バス路線の停留所でバスに乗り換えることを想定しているが、提案団体の支障事例に記載のあるような状況が発生した場合、自家用有償旅客運送の円滑な導入に支障が生じる可能性がある。</p>	

金融庁(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
	86	B 地方に対する規制緩和									その他	埋火葬費用に充当するため、市町村担当による死亡人の銀行預金払戻しに関する権限の明文化

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
16	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税関係事務に係る証明書等の交付に係る証明書の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減にたならず、民間委託の効果が薄い。	職員の削減につながり、民間委託による最大限の財政効果が発揮される。また、審査業務を民間が行うことができれば、請求から交付までの一連の事務を民間事業者で完結することができ、住民の待ち時間の縮減も期待できる。	「住民基本台帳関係の事務等」に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することが可能範囲について(平成20年3月31日総務省第75号ほか総務省)「住民基本台帳関係の事務等」に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について(平成20年9月9日事務連絡総務省)「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)」「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省)「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成27年3月31日事務連絡法務省)	総務省、法務省	北栄町	吉小牧市、川崎市、高山市、豊橋市、南あわじ市、徳島市、糸島市	〇証明発行等の審査業務が新たに発生し、職員削減できないため委託した効果がないのが現状である。 〇所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法による公用請求の増大などにより常に人員が不足している。請求の受付から証明書の発行→審査→交付まで民間業者に委託することにより住民の待ち時間も縮減にもつながる。 〇課税、所得、納税証明であれば、繁忙期になると担当職員では対応できず、賦課担当の職員の応援を得て行う場合もある。さらに、資産関係の証明にも対応しなくてはならず、一定数以上の職員を常駐させておく必要がある。職員の定数削減の折り、担当職員の人数は少なく、担当職員が休暇を取得することもはばかれる場合もあり、ワークライフバランスや働き方改革とは逆行すると考える。 〇当前においても、ワンストップ窓口として「総合窓口センター」を設置し、住民の利便性の向上に努めているところ。公権力の行使の観点から、正規職員及び臨時職員であっている。会計年度任用職員制度の導入も控えており、民間事業者への委託が可能となれば、職員の削減や業務改善の観点から導入に向けて積極的に検討を行うことができる。 〇出先機関等、人員が少ない場所は民間事業者への委託が困難となることから、証明書等の交付にかかる交付決定及び請求内容等の審査を民間事業者に行わせることができるよう、規制緩和が必要である。
17	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公営企業の出納事務等も会計管理者にも行わせることができる要件の緩和	地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、会計管理者が行う事務となっている。(法第9条)法第7条ただし書の規定により管理者を設置しないこととした公営企業においては、管理者の権限を行う地方公共団体の長が会計管理者に対して出納事務等が委任できる要件の緩和をいただきたい。	【根拠条文一部抜粋】財務規定等が適用される場合の管理者の権限(第4条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。) 【制度改正要求の内容】財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるよりも、出納事務に慣熟している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化になるものと考慮されていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】本町では、特別会計(職員2名)で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適用に伴う出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を発生し出納業務を行わせることとした。しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納事務を行わせても、もう一方の者(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	【制度改正による効果】普通会計、企業会計で行う同様の出納業務を一元的に行うことで、公営企業を含めた業務の効率化を図ることが出来る。また、地方公共団体の持つ懸念を払拭することで、公営企業法適用への推進が図られることが期待できる。	地方公営企業法(第34条の2)	総務省	北栄町		
40	B	地方に対する規制緩和	その他	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計年度につき、任用手続きと条件付き採用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその年度の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、春来日の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様2回ずつの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ・新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定められたものとされているため、3月31日で一度任期を区切りなければならない。また、同条第7項により、採用から一月は条件付き採用の期間となり、その間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。 ・ただし、JETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっている。 ・JETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに期間に応じて変更しなければならない(平成30年8月24日付け総務省第140号・三省通知)が、クリアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用(新たな職への採用)」手続きをしなければならないと考え方が示されている。 つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	任用の手続きを簡略化することにより、全国のプログラムを導入する自治体の事務負担を軽減することができる。	・新地方公務員法第22条の2第2項及び7項 ・平成30年8月24日付け総務省第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について(通知)」(総務省自治体政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	旭川市、福島県、長野県、大飯市、前山県、大村市、熊本県、宮崎県、宮崎市	〇JETプログラムの制度に基づく任期開始日と、新年度(4月1日)の2回、人事通知書等の交付手続きを行う必要があり、事務量が増加する見込み。 〇「年度途中の7月もしくは8月から翌年の7月もしくは8月まで任用する」という実態は制度移行以前とほとんど変わらないが、単純に手続きが1回増えることとなるため、任用団体の事務負担が増えることになる。 〇当前においても今年度プログラムを活用し、参加者へ任用規則の説明の際に、採用期間が1年なのに任用期間を前半・後半と分けることの説明に苦慮している。 〇自治体国際化協会より示されている勤務年数による報酬体系は、会計年度任用職員制度による給与体系の考え方にそぐわないことも懸念している。	

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
42	B	地方に対する規制緩和	その他	総務省から市町村に対する調査・照会業務について、県の經由事務を廃止することに係る県経由事務の廃止	総務省から市町村に対する下記のような調査・照会業務について、県の經由事務を廃止すること(平成30年度に実施した調査の例) ①平成28年度決算における自治体情報システム構築改革推進事業に関する調査 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会は、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。取りまとめにあたっては、調査趣旨と齟齬がないよう、調査要領と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができず、国へ問合せを行う必要がある。回答取りまとめのみならず、各市町村からの質問事項や、提出期限から遅れる旨の連絡についても、県で取りまとめて総務省へ報告するよう定められている調査もある。このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要することとなり、負担となっている。	各市町村から総務省へ直接報告することにより、県の担当職員の負担が軽減され、他の業務に時間を充てることが可能となる。また、回答の確認についても、総務省自身で各市町村回答の趣旨を確認することにより、調査趣旨に適した、精度の高い調査が可能となる。	総務省	秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町		大分県	○各市町村回答の集約業務において、別様式へのコピー＆ペーストを繰り返す作業が発生しており、集約における間違い等のリスク回避、働き方改革の観点からも、調査・照会(一斉調査)システムの集計機能を強化するなど、調査・照会の方法を技術的に見直し、業務の最適化を図るべきと考える。同様の支障事例として、以下も考えられる。 ④平成31年4月22日付け事務連絡「経営戦略の策定状況に関する調査(照会)」 ⑤平成31年4月22日付け事務連絡「公営企業会計適用の取組状況調査(照会)」 ⑥平成31年4月26日付け事務連絡「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況調査(照会)」
73	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理	・通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一した事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	・事務処理内容の改正について、市区町村で蓄積し確認している状況から、統一した事務処理マニュアルの作成により、個別確認に必要な負担が軽減され、また、各市区町村の確認誤りなどによる、事務の遺漏等が発生する可能性をなくすることができる。	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	内閣府、総務省	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町		大船渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、相生市、朝霞市、桐川市、柏市、荒川区、川崎市、福井市、高山市、浜松市、豊橋市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、倉敷市、岩国市、山陽小野田市、徳島市、高松市、糸島市、大村市、宮崎市	○通知等が多岐に渡るため、職員の異動による事務の引き継ぎが困難である。 ○制度導入後、総務省、J-lisなど、それぞれの見直しや対応の変更点があったが、見落としと重大な事故に繋がりがわからない。初任者でもわかりやすい一元的な事務処理マニュアルの作成を望む。 ○事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、それぞれ随時専用サイトを更新すること等で示す現状において、必要な情報をどのサイトから取り出せばいいのか非常に分かりにくく、時間がかかる。統一した事務処理マニュアルを作成することにより、各自治体の負担軽減となり、また各自治体間の対応の相違から起こるトラブルを防ぐことになると考える。 ○マイナンバーカードの各種業務における申請受付方法(本人確認等)について不明確な点もあり窓口対応で苦慮することがある。 ○当市でも独自のマニュアルを作成しているが、事務処理要領の内容が改正されるたびに多々労力を割いている。新旧対照表が提示されるとはいえ、煩雑なマイナンバー関連事務の確認作業は膨大であり、全国で同じ事務を行うのであれば、国がマニュアルを作成するのは当然のことと思われる。 ○当市においても確認事項がある場合には様々な資料等を検索している状況であり、対応に苦慮している。 ○統一したマニュアルが存在しないことから、当都道府県内市町村及び市町村からの問い合わせに対応する当都道府県においても同様の支障においても同様の支障が生じている。 ○通知カード及びマイナンバーカード交付事務に関する事務処理要領が都度更新されているものの、事務処理要領に係る質疑応答集や、デジタルPMOに掲載されるQ&Aなど、事務処理に関する情報がまとめられておらず、素引がしづらい状況となっている。これにより、個別事例に対する迅速な判断が難しい場合がある。

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
143	B 地方に対する規制緩和	その他	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあっては、公の施設の使用料決定処分という性格を有するものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えっております。	公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次の2点が挙げられます。まず1点目として、議会の定例会については、地方自治法第102条第2項の規定に基づき各自治体の条例で招集回数を定めているところ、本市においては年4回としており、同様の自治体が多数であると考えられます。そうすると諮問の時期によっては、答申まで一定の期間が空くことが想定されます。一方、行政不服審査会に諮問される場合には、速やかに開催に向けた準備を進めることができるものであり、行政不服審査法の目的の一つである迅速な手続という観点からすると、行政不服審査会に諮問する形式が望ましいものです。次に2点目として、利用者負担額について使用料に該当するとして審査請求がなされた場合には、地方自治法第229条第4項の規定により、議会の諮問を経た後しか訴訟をできない不服申立前置制度が適用されます。行政不服審査制度の見直しにおいては、不服申立前置についても見直しが必要であると、当該見直しにおいては、不服申立てをするか、直ちに告訴するかは、国民が選択できることが原則であるとされています。対象となる保育所(幼稚園)が、公立・私立であるかの違いのみをもって不服申立前置制度が適用されるか否か区分されることに合理的な理由がないと考えます。この趣旨からも、利用者負担額についての審査請求においては、不服申立前置制度が適用されない制度設計が望ましいものです。したがって、左欄の「求める措置の具体的内容」のとおり提案するものです。	鎌倉市、豊橋市、神戸市、熊本市、宮崎市 ○本市において、審査請求手続に関する質問は年々増加傾向にある。公立施設の使用料に関する質問は現時点ではないが、今後審査請求手続があった場合、公立・私立の違いにより手続きに相違が生じることは、保護者への合理的な説明が難しいと考えている。 ○本市においては、行政不服審査会の議事審議の手続を非公開とし、答申書の個人情報をマスキングした上で公表するなど、個別の事案が特定されないよう配慮をしているが、それでもなお、答申の内容が公表されることに不安を覚えるとして、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定に基づき行政不服審査会への諮問を希望しないとした事例や、審査請求を取り下げた事例があった。地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるとされたところではあるが、これに該当しない場合は、議決の結論(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報も伏せた形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、上記の事例のように、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。また、行政不服審査会への諮問に当たっては審理員意見書とともに事件記録の提出が必要とされる一方、議会への諮問では事件記録の提出は義務付けられておらず、一般的に議案その他の要約された資料のみをもって審査され、更に諮問から20日以内に意見を述べなければならないという制約がある中で、行政不服審査会と比較して、審査請求人が希望する十分な審議を行うことは難しいものと考えられる。以上のことから、議決の結論にかかわらず、審査請求をしようとする者の自己の情報についてのコントロールを可能とし、専門的見地から十分な審査を行うためにも、地方自治法において議会への諮問を要するとの規定を削除するか、又は新行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問を要しない(事後報告する)ものとして、不遵法却下のほか、行政不服審査法第43条第1項各号(第5号を除く。)に規定する項目に相当するものを追加することが望まれる。 ○利用している施設により取り扱いが異なるのは、保護者に不利益を与えないため、手続きは統一されるべきと考える。	
184	B 地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を構築	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	現在本市では、民間企業との間で研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲にとどまらざるを得ず、十分な人事交流が図れない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同等の制度の制定を求める。民間からの受け入れを考えたときに、任期付職員として採用しようとしても民間を退職することは必須であり、そうすると民間が入っている退職金共済組合を脱退することになる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を生じることになるため、民間の身分を持ったまま地方自治体が受け入れることができるようになることが必要である。	国同様、透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、民間からの受け入れ職員に不利益を課すことなく、自治体正規職員同様の職責を果たしつつ、民間企業との人事交流を通じて相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能となる。	地方公務員法第17条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同等の制度整備)	総務省	尼崎市		山形市、千葉市、豊橋市、香川県、松山市、五島市、宮崎県	

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
205	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙運動用自動車に関する規格(公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に規定されている不合理的か実態に即していない選挙運動用自動車の規格制限について、「費用定員10人以上で車両総重量5トン未満(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できるものを除く。)」に基準を統一すること。また、合理的かつ簡素な統一基準に基づき、立候補者、選挙管理委員会及び警察本部における混乱軽減を図るため、選挙運動用自動車に関する問い合わせ先を明確にするともに使用条件等の法令解釈を明示すること。	選挙運動用自動車に関する規格制限は、サンルーフ等の開閉できる天窓のある自動車や車両重量2トン未満の普通貨物車について、駆動方式(二輪駆動か四輪駆動)の違いのみにより使用可否が異なるなど、合理性を欠く水準となっている。とりわけ、四輪駆動車に限っては、車両重量2トン未満である場合も開閉できる天窓のある自動車でも使用可能となっており、近年ではバン型であっても同基準を満たす車種が多く存在しているなかで、実態に即していないだけでなく、各基準間の整合すら保たれていない状態にある。本市選挙でも、市議会議員選挙の際には50名以上の候補者にこの規格制限について説明しているが、複雑でわかりにくい基準に関して多くの問い合わせがあり、選挙の都度、その対応に忙殺されている。また、立候補予定者説明会には、監視庁から警察官派遣の協力を得て、同規格制限に基づく使用可否を説明しているが、実際に使用できる自動車の車種や用途等の複雑さやわかりにくさに関して多くの苦情が寄せられている。候補者にとって、違法な選挙運動用自動車を使用することは、公職選挙法違反となり選挙資格を失う恐れのある重要な問題である一方で、市選管においては、いかに公職選挙法施行令に定められた選挙運動用自動車の規格制限といえども、一般的な自動車の車種や用途等に関して専門性を有しておらず、交通関係法令を所管する警察署に使用可否の確認が必要である場合が多い。このため、即時的確な対応ができず、結果として不利益を候補者に与えてしまう場合がある。その他、その問い合わせ先についても市選管が警察署かで明確でないため、候補者において大きな混乱が生じているところである。	現行法令における複雑でわかりにくい選挙運動用自動車に関する規格制限について、「乗用定員10人以下で車両総重量5トン未満(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。)」に統一し、合理的かつ簡素な基準とすることで、候補者における円滑な選挙運動の準備・実施を可能とするだけでなく、公職選挙法及び同施行令に基づき候補者に助言等を行う選挙管理委員会並びにその取締を行う警察本部等、実際に選挙の適正な管理・執行を担っている現場における混乱の解消につながるものである。また、合理的かつ簡素な新基準に基づき、選挙運動用自動車の車種や用途等に関する使用可否や条件等を明確にすることにより、交通関係法令の所管として専門性を有している警察本部において、候補者の選挙運動用自動車に関する問い合わせ等に対して、適時的確な対応が可能となる。なお、本提案と関連の内容について、平成26年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国777の市と特別区が加入)から総務大臣等に要望しているが、依然として具体的な措置は講じられていない。	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の3	総務省	八王子市		盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、豊橋市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	〇市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりにくく、説明にも苦慮している。 〇選挙運動用自動車として認められていない軽トラックとしての登録のものを、選挙運動用自動車として貸し出す業者があり、その業者は選管もしくは警察に確認した上で業務を行っている事例があった。 〇制度が複雑で候補者が理解できないだけでなく、車輛規格の内容について警察当局から選管に対応をまわされるケースがある。
209	B	地方に対する規制緩和	その他	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	【支障事例】平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯罪情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯罪情報の照会」が養親希望者の本籍地市町村にきている。しかしながら、「犯罪情報」は要配慮個人情報に当たり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯罪情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯罪情報の提供が出来なかった実績はないが、犯罪情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要なため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯罪情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。)	【支障事例】平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯罪情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯罪情報の照会」が養親希望者の本籍地市町村にきている。しかしながら、「犯罪情報」は要配慮個人情報に当たり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯罪情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯罪情報の提供が出来なかった実績はないが、犯罪情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要なため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯罪情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。)	なし(上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	総務省、法務省	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、奥里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、吾伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	秋田市、ひたちなか市、朝霞市、柏市、福井市、豊橋市、春日井市、西尾市、島本町、出雲市、宮崎市	〇犯罪人名簿の調整は法令上の根拠がなく、市町村の任意の自治事務として実施している。法律上の事務として位置付けることを要望する。 〇市区町村では犯罪事務に係る各台帳の管理に加え、欠格事項があるか照会を受けた際の回答も行っている。また、栄典のための刑罰等調査は市区町村が発行することになっているが、発行するには市区町村の所管している情報では足りず、照会を受けた市区町村は管轄検察庁への照会が必要になるなど、事務的に大きな負担となっている。犯罪事務における個人情報保護は慎重かつ厳格な取扱いが求められているにもかかわらず、大正6年4月12日付けの内務省訓令第1号のみを根拠としており、明確な法的根拠がないままで、市区町村の判断により上記の事務を執行している現状は大いに問題があり、早急な法整備が必要と考えられる。また、管轄検察庁が明らかでないため、法改正などで取扱いが変わっても通知が入らず、各市区町村が手探りで事務を行っている。 〇犯罪事務の一つに刑罰調査の交付があるが、叙位・叙勲・褒章以外の目的による交付申請について、市区町村により取扱いが異なる場合があり、申請する側・交付する側の双方に無駄な事務負担を発生させていることから、根拠法令を整備するとともに統一した取扱いとすべきである。 〇各自自治体、警察署等からの犯罪情報の照会に対し、国からの通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定に基づき提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」を法律上の事務として義務付けている(当該法律に「犯罪人名簿の調製」を義務付けている)状態にあるものと考えられる。 〇支障事例になるケースはこれまで発生していないが、任意の自治事務であり犯罪事務における個人情報保護は慎重かつ厳格な取扱いを求めているにも関わらず法定根拠がないまま事務を行っている。支障解消策のとおり要望したい。	
232	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報と、検索対象者と同一世帯番号の情報のみ取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(第19条第7号に基づき情報照会の際に行う、番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認)については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法」について(平成29年11月9日付け事務連絡)で示された方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。))により、次のとおり実施しているところである。「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム」(以下「住民基本台帳NWS」という。))の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。))で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。【具体的な支障事例】・情報提供NWSによる一括での情報照会には、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住民基本台帳NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を超えた場合は、表示すらされない。	・情報提供NWSでの住民情報照会が必要となり、事務処理の効率化が図られる。 ・住民基本NWSで不要な情報(世帯番号が異なる者の情報)を取得することがなくなり、個人情報の保護が図られる。	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	内閣府、総務省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石岡市、ひたちなか市、熊谷市、八王子市、川崎市、高山市、京都府、大分県、兵庫県、神戸市	〇同一住所検索については、多数入居可能な施設等の居住者の場合に居住している場合等、表示可能件数(50件)を超えた場合にエラーとなり表示されないため、当市においても対応に苦慮している。

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
265	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できなくなることから、その範囲の見直しとともに、広域連合が要請を行ったときは協議に応じるべきことを求める。 また、関西に関する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まったり効果的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる仕組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の21による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)。 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要である。しかしながら、要請権行使の具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、法律に規定があるものの、形骸化している。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な仕組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務の一体的処理や、国と広域連合の共同での事務処理により、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。また、要請権行使の範囲を拡大することにより、幅広い検討することが可能となり、より包括的な事務権限の移譲に関する議論を行うことが可能となる。	地方自治法第232条の17の2第3項、第4項、第291条の2	総務省	関西広域連合	別紙あり	-	-
289	B	地方に対する規制緩和	その他	地域協議会構成員要件の規制緩和	本市では、地域自治区を設置しているが、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任することになっている。 地域課題が多様化する中で、地域には、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティ交通の確保など、高度な課題への対応も求められているが、その解決には、事業者を含めた多様な主体の連携が必要となるため、地域協議会の構成員の住所要件を緩和し、当該地域自治区への通勤者や通学者も対象とすることを求めるものである。 支障事例として、構成員に事業者の代表を選任していた地域協議会では、その後任に新たな代表を考えたが、当該地域自治区に住所を有せず、選任できない事態が生じているため、地域ニーズへの対応や継続した協議などにおいて、従来の機能を発揮できない面も出てくる。 各地域自治区には、「地域協議会委員推薦委員会」を設け、地域性を考慮し、地域協議会の構成員が推薦されているが、事業者の代表等を構成員に選任している地域自治区もあるため、今後、前例のような支障が生じることも考えられる。 また、行政の附属機関としての位置付けを踏まえ、宮崎市地域自治区の設置等に関する条例で、「(地域協議会の)会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる」とし、オブザーバーの参加はできるが、地域の実情を共有し、必要な情報を取得することが目的であるため、オブザーバーに議決権はなく、意見を求められた場合のみ発言ができる。	住所要件の緩和により、必要な人材の選任が可能となり、継続して、地域協議会の機能を確保できる。	地方自治法第202条の5第2項	総務省	宮崎市		豊田市	○本市でも、地方自治法に基づく地域自治区制度を導入し、「地域会議」を設置するとともに、各地域会議が、市に対して事業提案できる「地域予算提案事業」を運用している。本市の「地域自治区条例」では、多様な人材を取り込むため、「公共的団体(地域の自治会等)が推薦する者」「意見を有する者」「公募による者」の3者を地域会議の構成員として設定している。そのうち「意見を有する者」について、専門性を有する人材は住所要件を満たさないことが多く、ほぼ活用されていない(総委員約500名のうち1~2名程度)。地域づくりの関係組織には、地域包括支援センターや、学校などが挙げられるが、その職員は、必ずしも当該地域に住所を有する者とは限らない。 住所要件が緩和されれば、各地域にとって必要な人材(組織)の選任の幅が広がり、地域の多様な主体の連携による課題解決がこれまで以上に可能となるため、地域協議会機能の向上が期待できる。
299	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、社会保険・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。	個人番号カード交付事業費補助金、社会保険・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。 個人番号カード交付事業費補助金、社会保険・税番号制度システム整備費補助金について、都道府県が市町村(社会保険・税番号制度システム整備費補助金では市町村等又は協会等)の交付申請・実績報告の審査・とりまとめを行うこととされているが、そもそもこれら補助金は国の政策により行われているものであり、機構が発行するカード枚数に応じた補助金若しくは地方情報システム機構に置かれたサーバーの改修経費であり、取替えて市町村に関与させる必要が乏しく、ましてや都道府県が関与する必要はないと考えられる。 更にこれら補助金事務は非常にタイトなスケジュールの中行わなければならないため、事務処理に忙殺されるなど、都道府県、市町村とも非常に大きな負担が掛かっている。	年度末・当初における自治体の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなることと、予算の執行の適正化が期待される。 また国においても同様のメリットがあり、現在(47)都道府県と1,742市町村の申請額をチェックするために多大な労力がかかっているものと思われるが、国が、機構への出資者である市町村の理解を得たうえで機構と直接やりとりすれば、チャネルは一つで済み、事務負担が軽減される地方と、膨大な書類のチェックが減る国とで、お互いのメリットは大きいと考えられる。 市町村へ意向の確認を行い、希望する自治体については、国が機構に直接交付するようにはどうか。	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 社会保険・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省	鳥取県		盛岡市、宮城県、秋田県、いわき市、稲生市、朝霞市、桶川市、柏市、川崎市、福井市、越前市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋市中区、京都府、高槻市、兵庫県、岩手県、大村市、大分県、宮崎県	○市町村に請求される負担金に係る全体経費の提示はあるが、その明細が示されていない。 ○当該補助金に係る予算編成事務が発生している。 ○限からの補助金関連通知から取りまとめ期日まで数日間しかなく、補助金申請事務に係る担当職員の負担が過大となっている。 ○個人番号カード交付事業費補助金について、4月2日まで(に額を確定して具に報告するために、3月31日(日)の休日開庁で発生した発行手数料の実績を反映させ、関連する全12の課、支所及び出張所の蔵入を取りまとめ、4月1日の一日だけで平成30年度の集計事務を行なわざるを得ない等、繁忙期業務に大きな支障を及ぼしている。 また、補助金の端数は切り捨てで請求するものとなっており、機構への交付金との差額を各市が持つことになってしまい、振り込み手数料とあわせて市の負担が発生しており財政上の支障がある。

法務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									支障事例		
											団体名		
16	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税法関係事務に係る証明書等の交付に依る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	職員の削減につながり、民間委託による最大限の財政効果が発揮される。また、審査業務を民間が行うことができれば、請求から交付までの一連の事務を民間事業者で完結することができ、住民の待ち時間の縮減も期待できる。	住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に關して民間事業者に委託することができる範囲について(平成20年3月31日総行市第75号ほか総務省)「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について(平成20年9月9日事務連絡総務省)」市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省)「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成27年3月31日事務連絡法務省)	総務省、法務省	北栄町		苫小牧市、川崎市、高山市、豊橋市、南あわじ市、徳島市、糸島市	○証明発行等の審査業務が新たに発生し、職員削減できないため委託した効果がないのが現状である。 ○所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法による公用請求の増大などにより常に人員が不足している。請求の受付から証明書の発行→審査→交付まで民間業者に委託することにより住民の待ち時間も縮減にもつながる。 ○課税、所得、納税証明でいえば、繁忙期になると担当職員では対応できず、賦課担当の職員の応援を得て行う場合もある。さらに、資産関係の証明にも対応しなくてはならず、一定数以上の職員を常駐させておく必要がある。職員の定数削減の折り、担当職員の人数は少なく、担当職員が休暇を取得することもはばかれる場合もあり、ワークライフバランスや働き方改革とは逆行すると考える。 ○当市においても、ワンストップ窓口として総合窓口センターを設置し、住民の利便性の向上に努めているところ。公権力の行使の観点から、正規職員及び臨時職員であっている。会計年度任用職員制度の導入も控えており、民間事業者への委託が可能となれば、職員の削減や業務改善の観点から導入に向けて積極的に検討を行うことができる。 ○出先機関等、人員が少ない場所は民間事業者への委託が困難となることから、証明書等の交付にかかる交付決定及び請求内容等の審査を民間事業者に行わせることができるよう、規制緩和が必要である。
209	B	地方に対する規制緩和	その他	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	現在、法令等の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している(大正6年4月12日付け内務省訓令第1号を根拠にしているとの文献あり)「犯罪人名簿の調製」事務について、法律上の事務として位置付けること。	【支障事例】平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯罪情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯罪情報の照会」が養親希望者の本籍地市町村に来ている。しかしながら、「犯罪情報」は要配慮個人情報に当たり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯罪情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯罪情報の提供が出来なかった実績はないが、犯罪情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要となるため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯罪情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。)	「犯罪人名簿の調製」を市区町村に義務付けることで、上記法律の運用が担保され、また、「犯罪情報を提供できる場合」の要件を法律上で明らかにすることで、市区町村における円滑な事務の執行が図られる。	なし(上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	総務省、法務省	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、美里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	秋田市、ひたちなか市、朝霞市、柏市、福井市、豊橋市、春日井市、西尾市、島本町、出雲市、宮崎市	○犯罪人名簿の調製は法令上の根拠がなく、市区町村の任意の自治事務として実施している。法律上の事務として位置付けることを要望する。 ○市区町村では犯罪事務に係る各台帳の管理に加え、欠格事項がある照会を受けた際の回答も行う。また、実効のための刑罰等調査は市区町村が発行することになっているが、発行するには市区町村の所管している情報では足りず、照会を受けた市区町村は管轄検察庁への照会が必要になるなど、事務的に大きな負担となっている。犯罪事務における個人情報情報は慎重かつ厳格な取扱いが求められているにもかかわらず、大正6年4月12日付けの内務省訓令第1号のみを根拠としており、明確な法的根拠がないままに事務を執行することに対する担当者の負担についても、大いに問題意識を持つところである。また、管轄省庁が明らかでないため、法改正などで取扱いが変わっても通知が入らず、各市区町村が手探りで事務を行っている。 ○犯罪事務の一つに刑罰調査の交付があるが、叙位・叙勲・褒章以外の目的による交付申請について、市区町村により取扱いが異なる場合があり、申請する側・交付する側の双方に無駄な事務負担を発生させていることから、根拠法令を整備することも一時的な取扱いとすべきである。 ○各自治体、警察署等からの犯罪情報の照会に対し、国からの通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定に基づき提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製の運用が担保されていない(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けている)状態にあるものと考えられる。 ○支障事例になるケースはこれまで発生していないが、任意の自治事務であり犯罪事務における個人情報は慎重かつ厳格な取扱いを求めているにも関わらず法定根拠がないまま事務を行っている。支障解消策のとおり要望したい。	

財務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
171	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	地盤国有公園における利用計画変更手続きの改善	国有土地無償貸付を受けている土地にある公園について、都市公園法の下、公園の適切な管理を行うため、公園の管理権限を委譲してもらうこと。もしくは、事前の利用計画の変更申請を廃止し、年度末に行なっている利用状況報告に取り込む形式とすること。	利用計画を変更する場合は事前に、変更となった利用計画を近畿財務局に申請し、その承認を受けなければならない。そのため、公園内でイベントを行なう場合でも、事前の承認が必要となっている。利用計画の変更申請は、約1ヶ月前の提出を求められており、イベント企画者との直前の打ち合わせが難しく、修正も難しい。	事前の利用計画の変更申請を省略することができれば公園の活性化につながる。イベント等の許可であればSNS等で告知をいち早く発信できるためイベントの周知をより多くの人にできる。設置物の許可は早く許可を出すことで公園施設の充実に繋がる。	財務省理財局長通知(平成13年3月30日 財理第1308号)	財務省、国土交通省	神戸市		宮城県、京都市、高知県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○これまで支障事例は生じていないが、今後、当県においてもPark-PFI等の官民連携にも取り組んでいく予定であり、公園の利用計画の変更手続きが改善されることで、公園の活性化や事務の簡素化にもつながるものと考える。</li> <li>○占用許可時には財務局からの事前承認が必要となるが、無償貸付を受けている土地の形状が複雑であり、占用許可などに占用物件が無償貸付土地上に存在するのかが等の判断が煩雑である。</li> </ul>

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
													団体名
59	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考えられる。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとされた。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 【栄養教諭・学校栄養職員の配置基準】 ①自校調理校:児童生徒数 550人以上の学校に1人 550人未満の学校には4校に1人 ②公設共同調理場:児童生徒数 1,500人以下が1人 1,501人～6,000人が2人 6,001人以上が3人 ③民設共同調理場:基準対象外	給食の提供方式等にかかわらず、全ての学校に等しく栄養教諭等が配置されることで、学校における食育の推進や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応の強化等を図ることができる。	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省 関係府省	広島市、広島県	別紙あり	川崎市、長野県、浜松市、豊川市、豊田市、京都府、京都市、大阪府、愛媛県、川崎市、兵庫県、周南市、山陽小野田市、高松市、熊本市、宮崎県	○1給食センターあたり1,500人以下であっても5校以上に給食を提供している共同調理場があるが、自校給食の場合と比べて学校を訪問できる回数に制限がでている状況であり、どこかの学校に通学しても、同様の教育を受けることができるよう、定数の改善が望まれる。 ○当市で、共同調理場により学校給食を小中学校に提供しているが、平成30年度より児童生徒数が6,001人を下回り、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により栄養教諭・学校栄養職員の配置が3人から2人に減少したため、給食指導等の食育活動を見直さざるをえなくなった。アレルギー対応食実施者も当初から3倍に増えて、毎月のアレルギー対応食予定献立表等の書類作りの事務量も負担となっている。 ○当市においても、自校方式及び親子方式の学校給食調理場が昨年度センター化され、栄養教諭及び栄養職員の配置定数が7名から3名へと減少した。定数減に対応するため市単独で1名の栄養職員を任用している。 ○当市では、老朽化の著しい2箇所の学校給食センターを統合・新設し、令和2年4月から新たな学校給食センターの供用を開始する予定である。現在の2箇所の給食センター(以下の①②)では、それぞれ①調理食数:1,700食、受配校数:小5、中3、栄養教諭等:2名(令和元年9月から、調理食数:1,300食、受配校数:小4、中2に変更)、②調理食数:2,500食、受配校数:小5、中3、栄養教諭等:2名という状況であるが、統合後の新センターでは、現行の配置基準を適用すると、栄養教諭等の配置は2名ということになる。平成17年度以降、従来の給食献立作成、食材調達等の業務に加え、食育指導や学校行事参加等が求められている中で、現行どりの配置基準が適用されると、栄養教諭等の負担は著しく増大する。今年度中は栄養教諭等4名で小中学校14校の給食管理・食育等に対応するが、共同調理場の新設統合により、来年度以降は栄養教諭等2名で従来どりの小中学校14校の対応をすることとなり、学校における役割を十分に果たせなくなる状況が想定される。「学校における働き方改革」、「教職員の負担軽減」が急務となっている社会情勢において、栄養教諭等の負担を軽減するとともに、児童生徒への着実な食育推進に資するため、現行の共同調理場に係る基準を自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求めるものである。 ○栄養教諭の配置基準が見直されいまま、食に関する指導や個別指導など学校に係わる業務が純増しており、共同調理場に配置された栄養教諭は複数校を掛け持ちしながら対応している状況。給食を生きた教材としているため栄養教諭と給食現場を切り離すことはできないが、配置基準の見直しは必要だと考える。市町村や共同調理場の規模等により状況が異なるため、配食数に加えて受配校数も考慮し配置すべきではない。 ○義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考える。学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギー等における個別対応についての業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。 ○当市においても、2献立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に関する業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、自校調理場と同様の学校単位を全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。 ○当市では、児童生徒数の減少に伴い各市町村において共同調理場化が進み、現在の配置基準では学校数に対して栄養教諭等が少なく、食育の推進の妨げとなっている。 ○当市の共同調理場においても、受配校と距離があるところや、1人の栄養教諭が複数校を受け持つところもあり、給食管理の業務に加え、各受配校での職に関する指導や食物アレルギー等の個別相談指導、それに付随する各校との連携調整に係る時間の確保が課題となっている。 ○栄養教諭には、学校給食実施校での食物アレルギー対応をはじめ、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして教職員・関係機関・専門家・家庭・地域との密接な連携を図り、子どもたちの健康の保持増進に向け、健全な食生活の実現に取り組んでいくことが求められている。特に食育や、食物アレルギーをはじめとする個別的な相談指導の場面において、共同調理場方式を実施する市町村など、各校配置となっていない学校・市町村から、日常的な児童生徒の状況を把握することが難しく、指導が困難であるとの声がある。
104	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	スクールカウンセラー等活用事業の見直し	「スクールカウンセラー等活用事業」については、文部科学省の方針と同様、本県においては県内の全公立小中学校(指定都市を除く)に配置している。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、複数校を兼務させることで、全校配置を達成している。そのため、学校によって配置頻度が週1回～月1回と幅がある上、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。 県としても、市町村に対して、スクールカウンセラーと連携した対応の徹底を働きかけているが、補助事業者が都道府県・指定都市に限定されていることから、各学校の現状に応じた、市町村による機動的な教育相談体制の構築に支障が生じている。	補助事業者を、市町村にも拡大することができれば、県の予算規模に関わらず、市町村が自らの課題に応じてスクールカウンセラーの配置校や配置頻度等を決定し、より学校の実態に即した重点的な対応が可能となる。	教育支援体制整備事業 費補助金(いじめ対策・不登校等支援等総合推進事業)交付要綱第20条に基づく、スクールカウンセラー等活用事業実施要項の2	文部科学省	岡山県	新潟市、春日井市、徳島県、久留米市	○県の配置で不足する部分について、市の単独事業として追加配置しているが、限られた予算の中で実施するため、十分行き届かないケースが存在する。市町村を補助事業の実施主体に加え、財源とすることで、配置時間の増加等につなげることが考えられるが、県の配置を現状維持することが前提でなければ、市町村の負担が増えることになりかねないことが懸念されるため、制度改正にあたっては、その面の考慮をいただきたい。 ○当市においては、全ての市立小学校・特別支援学校・高等学校及び一部の中学校に対して市費配置のスクールカウンセラーを派遣している。いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加に伴い、カウンセラーの派遣回数を増やすなど、学校におけるカウンセリング機能の充実を積極的に図る必要がある。しかし市町村で実施する事業は、補助事業対象に認められていないことから、市の財政上、スクールカウンセラーの増員が難しく、現状では十分な体制が構築出来ていない。 ○当市においては、全ての市立小学校・特別支援学校に、小学校を対象校として県内の全公立小中学校に配置する体制を整備しているが、複数校を兼務するなど、スクールカウンセラー一人当たりの担当校数も多く、学校によって配置頻度が週1回～月1回となっており、全ての事業に対応することが困難である。また、スクールカウンセラーへの相談件数が年々増加するなど、相談需要が高まっており、スクールカウンセラーの配置拡充が市町村等から求められている。しかしながら、県事業の予算規模を基に配置しているため、市町村が本来要望している頻度とも乖離があるのが現状である。そのため、学校の実態に応じた、より機動的な配置を可能とするため、実施主体に市町村を加えることが必要である。 ○当市では、県派遣のスクールカウンセラーを中学校全校に配置している。中学校区の各小学校も派遣対象校となっているが、現状としては小学校への派遣は難しい状況である。緊急派遣等が必要な事案が生じた場合も同様であり、その際は市派遣のスクールカウンセラーのみで対応せざるを得ないのが現状である。		
153	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	標準授業時数の廃止	学習指導要領に定める学習内容を維持しつつ、標準授業時数の廃止を提案するもの。	児童生徒の学習の進度や興味・関心はそれぞれ異なり、全員が同一の授業時数を同一の時間帯に履修することで、同一の学習内容が身につくわけではない。学習指導要領に定める学習内容を真に定着させるためには、個別化・柔軟化した教育課程の編成を可能にする必要がある。 現行法では、教育課程の教科・時数等が定められており、より柔軟に個別化した教育課程を編成するためには支障がある。	学校教育法施行規則第51条(小学校)、第73条(中学校)に各学年における各教科ごとの授業時数が標準授業時数として規定され、各学校はこれに準じて教育課程を編成している。 標準授業時数については、各教科の指導内容や目標を重視し、履修内容の確実な実施を前提に、学校の判断の下、教科間の授業時数のやり取りができれば、児童生徒の学習進度に応じたカリキュラム編成が可能となり、個別学習と協同的学習を柔軟に組み合わせた系統的な学習や、課題の発見や解決能力を育成するプロジェクト型の学習が可能となる。 このことは、児童生徒一人ひとりに応じた学びの実現の支援につながるものである。 また本市では、令和2年度にはタブレット、電子黒板等が全校に整備される予定で、ICT活用やプログラミング教育を生かした特色ある教育課程を編成するなど、学校の特色を活かした教育課程が実現できる。	学校教育法施行規則第51条 学校教育法施行規則第73条	文部科学省	熊本市			

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
154	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学生児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。また、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。	定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしないといった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。	特別支援学校への就学奨励に関する法律	文部科学省	熊本県		<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が提出したレシートの確認作業が煩雑であり、時間を要している。また、レシートの紛失や用品名の確認が取れないため、購入したと思われるが支給できない事例も発生している。</li> <li>学用品購入費では、購入に要した費用の実費をレシート等で確認しているが、インターネットでの購入については確認が難しく、一部支給が認められない事例もある。また、学校でレシートの内容や限度額を見据えて支給状況を者に確認しておかなければならず、事務の負担となっている。</li> <li>特別支援教育就学奨励費(小中学校分)の学用品・通学用品購入費、新入学生児童生徒学用品・通学用品購入費については、購入に要した実費を支給対象としている。その実費確認の方法として、学校幹旋分の金額を学校事務員が確認、記入したものを保護者へ配布し、保護者にレシートの提出等を求め、それを学校職員が確認後、教育委員会で支給金額を決定している。そのため職員は、レシートの内容及び金額を確認するなど、大変煩雑な事務処理を行っている。また、学校は対象児童生徒が学校幹旋で購入したものの金額の管理、保護者は学用品等購入時のレシートの保存及び提出が負担となっている。準要保護児童生徒扶助費については定額になっている。制服、ランドセル等購入準備を考えるとほとんどの対象者が上限に近い金額の管理、レシートの提出及び確認に係る保護者、学校、教育委員会それぞれの事務負担をすべて実費確認する必要性があまりないと思う。</li> <li>特に新1年生のレシートの保存・提出等については、保護者より無かった等の相談を受けることが多く、また、無かった分の申請をしないという選択をする事例もある。申請の見込みのある者に早めに周知を行うなどしている限界がある。</li> <li>レシート記載の品が、対象品であるかどうかの基準も曖昧で、判断が難しいこともあり事務負担が大きい。学校の事務負担軽減の面からも、制度改正が望まれる。</li> <li>定額支給にすることにより、支給金額の確認にかかる事務作業が軽減され、事務負担が大きく減る。また、保護者においては、レシート等の保存及び提出の必要がなくなり、負担が減るとともに、手続きの煩雑さから申請をしないといった世帯にも支給が可能となり、制度の趣旨に沿った支給となる。</li> <li>平成30年度行政事業レビューにおける有識者の意見にも定額支給等の必要性が挙げられており、現場・保護者等の負担軽減のためにも定額支給を提案する。</li> <li>用品購入時のレシートの保存及び提出がなくなり、負担が大きく減り、手続きの煩雑さから申請をしないといった世帯にも支給されるようになり、より法の趣旨に対応した制度となる等、住民の利便性が向上することが予想される。</li> <li>本市においても同様に、実費確認の方法として、保護者に「学用品等購入明細書」の提出を求め、学校には一括購入している学用品費等の徴収明細書の提出を求めており、負担となっている。</li> <li>特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、文部科学省が発行する「特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料」に対象物品を大まかに示しているのみであるため、学校は保護者から提出されたレシートを整理するとともに、購入物品が補助対象物品か逐一確認することにも時間を要する。</li> <li>提案団体と同様、定額支給することにより、支給金額の確認にかかる作業が軽減されるとともに、購入した内容が支給対象となるかの是非について対応が分かれることも避けられる。また、制度対象者である特別支援学級の生徒の保護者は、他の課においても申請する機会が多く、可能な限り保護者の負担を軽減することは重要である。</li> <li>学用品等の購入方法が多岐にわたり、インターネットショッピングを利用した際には、レシートが出ない場合や、注文履歴とクレジットカードの明細の2種類を確認しなければならないなど、レシート等の確認方法が複雑・困難とされており、事務処理がさらに煩雑となっている。</li> <li>本市では、保護者に学用品等購入申告書及び領収書等の提出を求め、申告書と領収書等の内容を確認して支給金額を決定している。対象品目や購入金額の確認は非常に煩雑であり、定額支給に改正されれば事務負担は大きく軽減される。また、領収書等を紛失した保護者については、保護者の署名・押印により申告書のみで確認を行っているが、財布薄等により購入金額を確認できない保護者は申告を断念する事例も生じている。制度の公平性・公正性を確保する観点からも定額支給への改正の必要性は高い。</li> <li>当県でもレシートごとに内容や金額を確認し、集計する必要があるため、この作業が学校での負担となっている。また、保護者は、用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。</li> <li>市町村が所管する小中学校の特別支援学級だけではなく、都道府県が所管する特別支援学校も同様であり、定額支給にすることにより、職員と保護者の負担軽減となる。また、定額支給にすることに加え、事前支給にすることで、経済的に立替えられず購入できなかった世帯に支給が可能となり、法律等の趣旨に沿った支給となる。</li> <li>特別支援学級及び通級指導教室の増加に伴い、経験の少ない職員が支給事務にかかわっている現状がある。働き方改革による勤務軽減と個人情報の取り扱いに関する情報セキュリティの観点から、支弁区分に基づく定額支給が望ましい。</li> <li>事務負担だけでなく、レシート等の保存及び申請時の提出は保護者の負担が大きい。</li> <li>レシート等の場合、品目が必ずしもはっきりと記載されていない場合もあり、認定に苦慮することが、多数ある。</li> </ul>		
155	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	日本スポーツ振興センター災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	学校・園等の管理下における児童生徒等の災害に対し、給付される災害共済給付金の支給方法について、見直しを提案するもの。	現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡す際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。	日本スポーツ振興センターから、直接保護者へ支給することにより設置者(各教育委員会)及び園・学校の事務を軽減し、保護者への確実な給付を図ることができる。	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第4条第5項	文部科学省	熊本県		<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県、神奈川県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、東京都、岡山県、徳島市、高知県、久留米市、大村市、宮崎県、宮崎県</li> <li>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校から保護者へ受渡す際、基本的に、口座から現金で引き落とし、各保護者ごとに封筒等に分けて渡しているため、各学校の負担が大きい。また、設置者及び園・学校を経由することで、支給決定時点から保護者が給付金を受け取る時点までタイムラグが生じてしまう。</li> <li>○災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会)を経由して、保護者等へ支給することとなっている。市が保護者へ受渡しをしているため、経由する間の時間がかかっており、また、一部銀行では手数料の負担を求められることもある。災害共済給付金が日本スポーツ振興センターから保護者へ支給されれば、設置者及び園・学校の事務を軽減し、保護者への確実な給付も図ることができる。</li> <li>○本市では、日本スポーツ振興センターから設置者(本市教育委員会)に振り込まれた給付金を、各校の養護教諭から連絡のあった児童保護者の口座に振り込む方法で支給していますが、口座の管理を養護教諭が行わなくてはならず負担が大きい。</li> <li>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。そのため、設置者は日本スポーツ振興センターから給付金の受け入れや学校への予算令送などの事務が発生し、また学校は、設置者からの予算令送後、給付金の支給事務(口座振替)を行うこととなり、事務が複雑である。また、給付決定より給付金が保護者に支払われるまでに時間がかかる。日本スポーツ振興センターより直接保護者へ支給することになれば、給付決定の段階で備案に支払いが行われるため、リットが大きい。</li> <li>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。</li> <li>○本市においては、養護教諭の現金化による保護者への支給ではなく、当市教委から各保護者の口座への振込という手段をとっている。</li> <li>○そのため養護教諭の負担が多少は軽減されているが、日本スポーツ振興センターから直接保護者へ支給することにより、当市教委の負担も軽減できる。</li> <li>○当県では、1件1千万円以上の見舞金等については、本課から直接、それ以外については、各学校への予算を再配当し、学校から保護者の指定した口座に振込をしている。事故防止の観点からも事務職員、保護者ともに負担のない方法ではあるが、毎月の支給件数を考慮すると、日本スポーツ振興センターから、直接保護者へ支給するほうが、日本スポーツ振興センター担当職員、学校の職員の負担の軽減につながる。</li> <li>○災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから教育委員会、学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校が保護者へ受渡しする際、各個人ごとに現金化し、受取り日を約束した上で受渡しを行っており、各学校の負担が大きい。</li> <li>○現在、保護者から災害共済給付金の申請と一緒に振込口座届出書を提出してもらい、当市から直接その口座に振込みをしている。学校から保護者へ口座届出書の提出依頼や、市での支払い処理件数が多く、負担となっている。</li> <li>○本市では、センターから決定された給付金を市教委で受け、市教委から直接保護者の口座に振り込んでおり、学校は経由しておりません。毎月の申請数は膨大で、振り込み等に要する作業は設置者の負担となっています。センターから保護者へ直接給付金が支払われることで、設置者の負担軽減が見込まれるので本提案に同意します。</li> <li>○現在、災害共済給付金は、日本スポーツ振興センターから設置者(各教育委員会等)及び園・学校を経由して、保護者へ支給することとなっている。学校から保護者へは、各保護者の口座へ振り込む必要があり、現金で受け渡しの場合は、受取り日を約束した上で受渡しを行っているため、各学校の負担が大きい。</li> </ul>	
221	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	職業能力開発短期大学校生の能力向上や進路の幅を広げるため、現在は認められていない文部科学省系4年制大学への編入学が可能となるよう制度の見直しを求めるもの。現状では、学校教育法に定められている次の学校のみ編入学の対象とされているが、職業能力開発短期大学校も対象に含めてもらいたい。 ・短期大学(同法108条) ・高等専門学校(同法第122条) ・専修学校(同法第132条) ・高等学校専攻科(同法施行規則第100条)	職業能力開発短期大学校で履修した単位については、平成26年9月1日付文科省高等教育局長通知により、大学での単位として認められるようになったが、編入学については認められておらず、単位互換の実績をみて判断するとされて、継続検討となっている。しかしながら、時間割に余裕が無いうえ、大学への移動に相当の時間を要するため、他校へ通学して単位を取得すること、また、単位互換の実績ではなく、専修学校と同等以上の水準を有していることをもつて、編入学の対象とすべきと考える。 (専修学校の要件) ・修業2年以上 ・総授業時間数1700時間以上 ・単位数62単位(熊本県立技術短期大学校) ・修業2年 ・総授業時間数2808時間 ・単位数78単位(大学設置基準ベース)	大学への3年次への編入が認められれば、学位取得が可能になるだけでなく、卒業先の選択が広く広げられることにより、志願者増につながり、若年者の県外流出を防ぐことが出来る。また、在学生の学修意欲の向上、地域における産業人材及び実践技術者の供給につながり、ものづくりや地域産業の活性化に大きく寄与することが期待される。	学校教育法	文部科学省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	長野県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職業能力開発短期大学校から大学への編入学の一環として、平成26年9月1日付文科省高等教育局長通知により、大学側で60単位までの単位の認定が可能になった。一方で、編入学については、単位互換の実績が必要との見解を示されている。これを踏まえ、当県では単位互換の実施に向けて検討を行ってきた。しかしながら、職業能力開発促進法で定められている訓練時間の確保及び他大学へ通学しての単位取得を両立することは物理的に不可能である。制度改正により、意欲ある学生の進路選択の幅を広げることができ、高度な技術者の養成が期待できる。また、工科短期大学校の進学先としての魅力の向上により、地元で学び、地元企業を知り、地元で就職する「郷土郷土の産業人材」が増えることが期待される。</li> <li>・H15 特区提案(熊本県・長野県)</li> <li>・H21 特区提案(山形県)</li> <li>・H26 60単位まで単位認定可能(文科省高等教育局長通知)</li> <li>・H29 政府の対応方針(単位互換の結果を見て検討)</li> </ul>

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
231	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	宗教法人法を改正し暴力団排除規定を追加	【現状】 法定受任事務として各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。宗教法人法には、暴力団員等についての欠格要件が規定されていないため排除することができない。 【支障事例】 (1) 宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している。 (2) 現在においても、暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられている。 (3) 既存の宗教法人に暴力団員等の関与が疑われる場合にも警察への照会を行うこともできず、暴力団員等であるかを確認することができない。 (4) 暴力団員等と関わりのある団体の認証を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあるも認証せざるを得ない。 このような法人に、適切な法人運営を期待することは困難である。 【類似法人の状況】 なお、宗教法人と同様に公益事業を行うことを目的とする法人のうち、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人及び公益社団法人があるが、これらは既に所管法等に暴力団排除規定があるため警察への照会や認定の取消し等が可能となっている。	宗教法人を資金源とした暴力団活動を無くし、安全で平穏な住民生活と社会経済活動の確保に資する。 ※「求める措置の具体的内容」に記載の改正案のほか、次の改正内容においても同様の効果が得られると考える。 【改正案2】 宗教法人から暴力団の関与を排除するために (1) 宗教法人法第22条の役員欠格事由に「暴力団員等」を追加すること (2) 宗教法人法第81条の解散命令事由に「暴力団員等がその事業活動を支配するもの」を追加すること	宗教法人法第6条(公益事業その他の事業)、同法第14条(規則の認証)、同法第22条(役員欠格)、同法第81条(解散命令)、同法第87条の2(事務の区分)	文部科学省 ・関係府省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案 (事務局:大分県)  ①福岡市内の宗教法人乗っ取り事例 ②宗教法人から暴力団に資金が流出した事例 ③暴力団の関与が疑われる宗教団体からの宗教法人設立相談への対応	石川県、愛知県、大府、兵庫県、岡山県	○当県においても暴力団の活動は活発であり、暴力団が宗教法人の税制優遇措置を利用することで、その税制優遇の趣旨に反し、暴力団の活動のための資金となる蓋然性がある。 ○当県においても、反社会的勢力と思しき者から法人設立の相談が寄せられたことがある。 ○暴力団員にも信教の自由はあるが、宗教法人は税制上の優遇が認められているので、暴力団の関与は排除すべきと考える。(なお、当県には支障事例はない。) ○当都道府県では、「暴力団排除条例」の施行のもと、事務事業から暴力団を排除する方針を打ち立てているなど、全庁をあげて暴力団対策に取り組んでいる。宗教法人の組織運営において、特に事業活動を展開するうえで、反社会的勢力である暴力団を排除することは、宗教活動の適正な運営に資することから、制度改正が望ましいものと考えている。
267	A	権限移譲	教育・文化	大学の認可等の権限移譲	関西はひとつの経済圏及び生活圏であるとともに、環境・エネルギーやライフサイエンス分野において世界トップクラスの研究機関や企業の集積を活かしたオープンイノベーションの取組も進んでおり、研究開発や高等教育のグランドデザインを描くには最適な規模と環境を有している。 関西広域連合及び広域連合の構成府県市においては、経済団体や業界団体と連携しており、産業界が求める人材ニーズや研究成果の実用化ニーズなどを把握することが可能である。 広域連合の構成府県市では高校までの学校教育及び中堅人材を輩出する専門学校を所管しており、生徒の進学動向や学びのニーズを把握することが可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。	少子化が進み、社会資源の先細りが懸念される中、地方に拠点を置く大学が、地方のフィールドやネットワークを活かし、産業界で求められる研究や人材育成を行なっていくことで、大学の存在感の発揮を図ることができる。 このため、関西広域連合に実証実験的に大学に係る権限移譲を求めらるものである。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 大学設置基準	文部科学省	関西広域連合			
268	A	権限移譲	教育・文化	専門職大学の認可等の権限移譲	今後の地方創生推進に向け、それぞれの地域特性に応じた人材育成のニーズが高まる中、そのための専門人材育成機関の認可等の事務は地域の将来像を描く自治体が担うことが望ましい。 関西広域連合は関西の自治体で構成されており、既存の専門学校設置者が専門職大学の設置を目指すことも想定される中、現在専門学校を所轄している府県で構成する関西広域連合が審査者として適格である。 関西広域連合は関西の経済団体などとのつながりも深いことから、設置(予定)者の人材育成方針の妥当性や将来性を的確に評価できるとともに、適切な実習フィールドや卒業後の進路等についての助言も可能である。 関西広域連合においては、これらを活かした総合的な観点からの審査や、関係機関のネットワークを活かした大学の振興に取り組むことが可能である。所管の窓口が関西にあることで、学校の設置(予定)者からの事務相談や事前相談に円滑に対応することも可能となり、より実現性の高い申請につながる。	関西には多様な産業、歴史や文化、高度な医療関係施設の集積、クールジャパンなどの強みがあり、関西広域連合ではこれらを活かした政策を推進している。当該認可等の権限を移譲することにより、関西の強みを活用した、高い能力を持った人材育成を進めることが可能となる。また、学生の地元就職・定着、人材循環の促進・継続につながり、地方創生に資する。 地域におけるこのような好循環を創出するため、関西広域連合に実証実験的に専門職大学に係る権限移譲を求めらるものである。	学校教育法第4条、第95条 私立学校法第4条、第8条 専門職大学設置基準	文部科学省	関西広域連合			

文部科学省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		
	区分	分野									団体名	支障事例	
280	B	地方に対する規制緩和	教育・文化	栄養教諭等の配置基準の一本化	国が定める栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準について、民設の共同調理場を対象とした上で、公設及び民設の共同調理場に係る配置基準の算定方法を、自校調理校と同様の学校単位に改めるよう求める。	義務教育の内容・水準が自治体の財政規模等に関係なく等しく確保されるよう、国がその責務を負うべきであり、学校給食に関しても、国は、自治体が全ての児童生徒に等しい教育環境を提供できる体制を整える必要があると考えられる。 食育等に関して非常に重要な役割を果たす栄養教諭及び学校栄養職員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により標準数が定められている中で、その配置基準の対象は、教育を受ける児童生徒数とは関係なく、単に学校給食が自校調理であるか共同調理であるかによって算定方法が大きく異なり、著しく均衡を欠くものとなっている。 平成17年度に食育基本法が施行されるとともに栄養教諭制度が創設され、従前の学校栄養職員に加え新たに栄養教諭が設けられ、栄養教諭は、従来は学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったにもかかわらず、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、従前の学校栄養職員の配置基準を踏襲することとなった。 学校給食を活用した食に関する実践的な指導や食育の推進、食物アレルギーへの対応など、児童生徒1人1人に対応した業務の重要性は高まっており、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準が実態に即していないため、学校における役割を十分に果たせるものとなっておらず、改善が必要である。	給食の提供方式等にかかわらず、全ての学校に等しく栄養教諭等が配置されることで、学校における食育の推進や食物アレルギーを持つ児童生徒への対応の強化等を図ることができる。	・学校教育法第37条第2項、第13項 ・公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第8条の2 ・学校給食法第6条、第7条、第10条	文部科学省	指定都市市長会	別紙あり	長野県、豊田市、京都府、大阪府、愛媛川市、兵庫県、山陽小野田市、高松市、熊本市、宮崎県	○1給食センターあたり1,500人以下であっても5校以上に給食を提供している共同調理場があるが、自校給食の場合と比べて学校を訪問できる回数に制限がでている状況であり、どこかの学校に通学しても、同様の教育を受けることができるよう、定数の改善が望まれる。 ○本市においても、自校方式及び親子方式の学校給食調理場が昨年度センター化され、栄養教諭及び栄養職員の配置定数が7名から3名へと減少した。定数減に対応するため市単独で1名の栄養職員を任用している。児童生徒に対する食育の推進、アレルギーへの対応等の重要性は高まっており、国による配置基準を改めていただきたい。 ○栄養教諭の配置基準が見直されないまま、食に関する指導や個別指導など学校に係わる業務が純増しており、共同調理場に配置された栄養教諭は複数校を掛け持ちしながら対応している状況。給食を生きた教材として活用するため栄養教諭と給食現場を切り離すことはできないが、配置基準の見直しは必要だと考える。市町村や共同調理場の規模等により状況が異なるため、配食数に加えて受配校数も考慮し配置すべきではないか。 ○本市においても、2献立を調理する調理場の設置や、アレルギー対応給食の実施など、給食管理に係る業務が増大する一方、食育活動の一層の推進も図る必要がある。現状の配置基準による人数では、栄養教諭に求められる役割を果たすためには不十分であると認識している。ただし、栄養教諭の配置基準の算定方法は、自校調理場と同様の学校単位を全国一律に適用するのではなく、地域の特性に応じた柔軟な基準を設定することが望ましいと考える。 ○当県でも、児童生徒数の減少に伴い各市町村において共同調理場化が進み、現在の配置基準では学校数に対して栄養教諭等が少なく、食育の推進の妨げとなっている。食に関する指導と学校給食の一層の充実を図るため、給食の実施方法に関わらず、栄養教諭及び学校栄養職員を各校1名配置とするよう定数改善を推進するほか、栄養教諭配置促進のための財政支援等必要な措置を講じる必要があると考える。 ○本市の共同調理場においても、受配校と距離があるところや、1人の栄養教諭が複数校受け持つところもあり、給食管理の業務に加え、各受配校での職に関する指導や食物アレルギー等の個別相談指導、それに付随する各校との連携調整に係る時間の確保が課題となっている。 ○栄養教諭には、学校給食実施校での食物アレルギー対応をはじめ、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして教職員・関係機関・専門家・家庭・地域との密接な連携を図り、子どもたちの健康の保持増進に向け、健全な食生活の実現に取り組んでいくことが求められている。 特に食育や、食物アレルギーをはじめとする個別的な相談指導の場面において、共同調理場方式を実施する市町村など、各校配置となっていない学校・市町村から、日常的な児童生徒の状況を把握することが難しく、指導が困難であるとの声がある。